

決議 .27 [抄訳] 財政及び予算事項

1. 予算についての条項である条約第 6 条 5 項及び 6 項を想起し、
2. 大部分の締約国が条約の基本予算のための拠出金を滞りなく支払っていることに謝意を表明し、
3. COP8 DOC.12 に記載されているように、政府のラムサール条約担当部局、その他開発援助機関等の省庁によって、また NGO や企業によって追加の財政支援が行われていることを感謝しつつ留意し、
4. さらに再び、国際自然保護連合 (I U C N) がラムサール事務局に対して提供している財政的事務的業務を謝意とともに確認し、
5. 会計監査や常設委員会の報告によって、条約事務局の財政状況が締約国に対し明らかにされていることに留意し、

締約国会議は、

6. 1999 年の C O P 7 以来、ラムサール事務局はその予算を効果的に使い、毎年何らかの剰余を生み出し、それが決議 .17 で設立された予備基金に組み入れられていることを喜びをもって留意する。
7. 常設委員会の財政小委員会に関わった締約国に対して感謝の意を表す。
8. 決議 5.2 の付属文書 3 にある「条約の財政運用のための要項」を 2003-2005 年にも適用することを決定する。
9. 決議 .17 で設立された予算小委員会は引き続き常設委員会の指導の下で運営されることを同じく決定する。
10. 付属文書 1 として添付された 2003-2005 年の予算を承認する。
11. 予算に対する各国拠出金の計算根拠は、引き続き国連で採択される基準を基に算出されるが、最小の拠出金額を 1,000 スイスフランと定める。
12. すべての締約国に対して、毎年 1 月 1 日までに拠出金が支払われるよう努力することを求める。

(省略)

付属書 I : 2003 - 2005 中核予算

付属書 : 2003 年会費